

「メディカルダッシュボード構築・運用・保守業務委託」

受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「メディカルダッシュボード構築・運用・保守業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、募集要項、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・目的等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 実施体制、プロジェクト管理
- (2) 当該業務に関する具体的な提案
- (3) 操作性向上に向けた取組
- (4) 業務実績
- (5) 企業としての取組

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 実施体制等実施体制、プロジェクト管理
 - (2) 当該業務に関する具体的な提案
 - (3) 操作性向上に向けた取組内容
 - (4) 業務実績
 - (5) 姿勢・意欲
 - (6) 企業としての取組
- 2 プロポーザルの評価にあたっては、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 評価結果が同点の場合には、「実施体制、プロジェクト管理」の評価点合計が高い者を受託候補者として特定する。これも同点となった時には、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定する。
- 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) ヒアリング
- (3) 評価の集計及び報告

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長 医療局総務部長
副委員長 医療局医療政策課医療データ活用推進担当課長
委員 医療局がん・疾病対策課長
医療局衛生研究所感染症・疫学情報課長
医療局健康安全課企画調整担当課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果を総務局第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

6 評価委員が欠席した場合は、評価基準における「評価委員の人数」に含まないものとする。

(提案資格確認の通知)

第6条 実施要綱第11条により選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第7条 実施要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

この要領は、令和6年4月10日から施行する。